

まちの顔だより



第47号

発行：鹿児島市建設局都市計画部区画整理課
郡山区画整理事務所（郡山支所2階）
TEL：（直通）099-298-4863

事業計画変更のお知らせ

春暖の候、皆様いかがお過ごしでしょうか。
郡山中央土地区画整理事業につきましましては、皆様のご理解とご協力をいただきながら建物移転や宅地造成工事等を進めております。
現在の進捗状況として、区画整理区域北西部の宅地造成工事や道路築造工事等の整備を進めておりますが、施行期間である令和7年度までに事業を完了することが困難な状況となっております。
このようなことから、今回、事業進捗に合わせて施行期間及び事業費の精査を行い、左記のとおり事業計画を変更いたしました。
事業完了をお待ちの皆様にはご迷惑をお掛けいたしますが、今後ともご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

【変更の内容について】

I. 資金計画の変更

変更前の総事業費 16,970,000 千円

変更後の総事業費 17,740,000 千円 (770,000 千円の増額)

○変更理由

工事費や建物移転費の単価見直しによるもの

II. 施行期間の変更

変更前 平成7年度～令和7年度

変更後 平成7年度～令和11年度 (4年間の延伸)

○変更理由

現在の進捗状況を考慮して、施行期間を延伸するもの

空から見たわたしたちのまち



令和5年度の事業概要について

郡山中央土地区画整理事業につきましては、皆様のご理解とご協力により、事業を推進できますことに深く感謝申し上げます。
さて、令和5年度の事業概要は、上図のとおりとなっています。
ただし、現時点の計画であり、施工箇所は変更になる場合があります。
工事期間中は、交通規制などで皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、工事へのご理解とご協力を願います。

工事へのご理解とご協力をお願いします！

マグマシティ PR キャラクター
火山の妖精 マグニヨン



メガニヨン

~~~~~事務所からのお知らせ~~~~~

◇**仮換地指定を受けている土地について**

分筆登記を行う際には、事前に施行者（鹿児島市）との協議が必要となります。

手続きに関することをご不明な点がございましたら、郡山区画整理事務所までお問い合わせください。

なお、手続きで必要となる地積測量図等の作成には、専門的知識を要することから、土地家屋調査士等の有資格者に手続きを委任することもあわせてご検討ください。

◇**各種証明書の発行について**

郡山区画整理事務所で発行できる証明書の種類とその内容を下の表に示しております。

適用欄に○印がある証明書は、原則として地権者本人の申請となります。代理人が申請する場合は、地権者本人が署名・押印した委任状が必要となります。また、手続きの際に地権者本人に確認の電話をさせていただく場合があります。

代理人や複数の証明書を申請される際は、発行に要する時間を短くすることが出来る場合がございますので、事前にご連絡をお願いします。

各種証明書の発行手数料は、一通につき**300円**となります。

表 1. 証明書の種類と内容

| 適用 | 種類                   | 内容                          |
|----|----------------------|-----------------------------|
| ○  | 仮換地証明書               | 仮換地指定地を証明するものです。            |
|    | 払下げ証明書（保留地）          | 保留地の譲渡を証明するものです。            |
|    | 底地証明書                | 仮換地の底地番を証明するものです。           |
|    | 道路幅員証明書              | 仮換地等が接する道路の幅員を証明するものです。     |
|    | 土地区画整理事業<br>施行地区内証明書 | 施行地区内に当該地番が存在することを証明するものです。 |

◇**電柱の新設、移設について**

電柱の新設や移設につきましては、安全性や景観への配慮から宅地内設置を基本としております。

土地区画整理事業と合わせて九州電力株式会社、西日本電信電話株式会社が設置しますが、設置位置について各事業者から皆様にご相談がある場合がございます。

生活に欠かすことのできないライフラインであり、歩行者の安全確保につながりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



◇**建物等の移転について**

仮換地が指定されると、施行者（鹿児島市）が定める移転計画に基づいて従前の土地にある建築物等を仮換地に移転していただくことになります。

建物等の移転のための補償金を正確に算出するために、建物等の調査や権利関係の確認をいたします。

調査等が終わりますと、施行者が作成する移転計画に基づいて、建物等の所有者と個々に移転時期・移転工法・損失補償の基本的な考え方や補償金の提示等について協議することとしています。

また借家人についても移転時期及び移転補償金について協議します。

◇**共有・相続代表者の選任について**

共有名義の土地や相続の手続きが終了していない土地は、権利者が複数になる場合があります。そのような場合は、権利者の中から**代表者を選任していただき、その方を窓口として、事業に関する協議をお願いしたいと考えております。**

つきましては、権利者の中から**共有名義の土地では共有代表者**を、**相続の手続きが完了していない土地では相続代表者**を選任し、施行者（鹿児島市）へ届出をお願いします。

手続きや届出に必要な書類等につきましては、郡山区画整理事務所までお問い合わせください。

◇**各種届出の変更について**

下記に該当する場合には、郡山区画整理事務所まで変更のご連絡をお願いします。

- ① 登記人名義に変更が生じた場合
- ② 住所・連絡先を変更した場合
- ③ 共有・相続代表者を変更した場合



◇**仮換地の使用収益開始後の維持管理について**

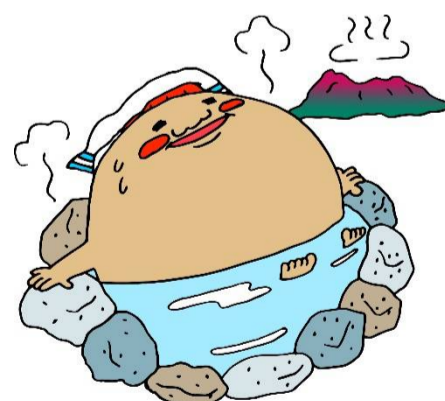
使用収益を開始した仮換地において、雑草が繁茂し、衛生面や景観上で悪影響を及ぼしているといった声が市民の方から寄せられております。

本市が管理する土地については、年2回草刈り等を実施しておりますが、皆様に使用収益を開始した仮換地につきましては、所有者の方に維持管理をお願いしております。

現在、使用していない仮換地をお持ちの方は、草刈り等の適切な維持管理をお願いします。



…管理されていない仮換地の様子



マルニオン

マグマシティ PR キャラクター  
火山の妖精 マグニオン



鹿児島市 建設局 都市計画部  
区画整理課 郡山区画整理事務所（郡山支所2階）  
〒891-1192 鹿児島市郡山町 141 番地  
TEL：(099)298-4863  
FAX：(099)298-2835  
E-mail：korikukaku@city.kagoshima.lg.jp